

小牧地区コミュニティ・プラント精密機能検査業務委託仕様書

第1章 総則

第1条 業務の目的

本委託業務は、小牧地区コミュニティ・プラントについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第五条の規定に基づき、処理施設の機能を保全するため、精密機能検査によって、運転管理実績、機能の状況、設備・装置の状況、耐用の度合い等について調査を行い、これらの結果と維持管理基準及び設計基準と比較して処理負荷及び処理機能を検討するとともに今後の本施設の適正な施設運営及び施設整備における参考資料とする目的として実施する。

第2条 業務委託の場所（施設の概要）

施設名 小牧地区コミュニティ・プラント
所在地 四日市市小牧町地内
処理能力 405m³/日（日最大）
処理方式 接触ばつ気方式
稼動年度 平成9年度

第3条 業務期間

契約の日から令和2年3月27日まで

第4条 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に従い、疑義が生じた場合は本局担当者と十分協議するものとする。但し、本仕様書に明記のないものであっても、業務に当然必要な事項は本業務に含むものとする。

第5条 関係法令等の遵守

業務実施にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「コミュニティ・プラント構造指針」をはじめ、関連する法令・規格等を遵守しなければならない。

第6条 機密の保持

本業務の遂行上、知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を厳守すること。

第7条 提出書類

1 着手時

- ・ 委託業務着手届
- ・ 業務工程表
- ・ 委託業務主任者等専任届及び業務主任者・管理技術者経歴書
- ・ 業務計画書
- ・ その他必要な書類

2 完了時

業務完了後、次の書類を委託者へ提出し、履行報告を行うこと。

- ・ 業務完成届
- ・ 精密機能検査等報告書（写真含む）をA4サイズ製本したもの（2部）

- ・ 上記報告書の電子データ（CD-R 等、1 部）
 - ・ その他必要な書類
- ※ 書式については本局係員の指示による。

第 8 条 支払い方法

委託料の支払いは完了払いとし、委託者による提出書類の確認後、受託者は委託者へ委託料の支払いを請求するものとする。

第 2 章 業務の内容

第 1 条 業務の概要

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第五条の規定に基づき、維持管理実績、設備・装置等の状況を調査・検査することで必要な改善点を指摘し、以て処理施設の機能を保全するためのものである。

第 2 条 業務内容

1. 施設の概要

施設の概要、処理工程及び補修工事、改良工事等の内容について調査する。

2. 運転管理実績

(1) 運転管理実績

年度別、月別に流入量、汚泥処理量、放流水量、電力使用量、燃料使用量及び各種薬品使用量等の運転実績を調査する。

(2) 作業状況

処理工程ごとに日常の作業状況を聞き取り、調査を行なう。また定期作業の内容についても調査する。

(3) 水質検査

別表の箇所及び項目を水質検査する。

(4) 処理条件と処理効果

各処理工程においてそれぞれの機能を設計基準と比較して検討する。また水処理工程の物質収支についても同等に比較、検討を行なうこと。ただしその作成にあたっては、今回行なう水質検査等の結果を用いて可能となる範囲のみとしてもよい。

3. 設備等の状況

(1) 書類調査

基本図書（設計書、図書等）、運転記録（日報、月報等）等について調査する。

(2) 設備、機器等の検査

各設備、装置、機器類について検査し、その状況を良、要補修、要交換、改造などのランクに区分して判定し、箇所を示す。

a. 土木・建築設備

各設備について亀裂、破損箇所の有無、不等沈下、漏水・浸水の有無を検査する。

b. 機械設備

各設備について、腐食、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度の上昇、その他軸受等のオイル、グリスの補給状況及び損耗等を検査する。

c. 電気設備

各設備について、腐食、損傷の有無、絶縁の良否、装置の振動、異常音、温度の上昇、その他配線、安全器等の状況を検査する。

d. 配管、弁設備

各設備について、腐食、損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の良否等を検査する。

e. その他

全体的な水位高低関係、悪臭の発生等を検査する。

脱臭装置の出入口において、硫化水素、アンモニアの臭気を測定し、脱臭状況を調査する。

4. 施設整備内容の検討

(1) 改善点の指摘及び補修計画の提案

精密機能検査の結果に基づき、施設整備の構造・設計性能及び維持管理上の問題点、改善点を指摘する。改善及び整備が必要な施設整備について、その優先性を考慮し、また本施設の保全計画と整合を図って年次別の補修（改善）計画を提案する。

(2) 概算事業費の算出

上記で立案した補修（改善）計画に基づいて、年次別の概算事業費の算出を行う。

別表

水質分析項目

| 分析項目 | 流入 | 1系曝気槽 第1室 入口 | 1系曝気 第1室 出口 | 2系曝気 第2室 出口 | 1系沈殿 出口 | 2系沈殿 出口 | 放流 消毒槽 出口 | 濃縮汚泥 入口 | 濃縮汚泥 出口 汚泥 | 濃縮汚泥 出口 脱離液 | 計 |
|----------|----|--------------------|-------------------|-------------------|------------|------------|-----------------|------------|------------------|-------------------|----|
| pH | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 10 |
| BOD | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | - | - | 1 | 8 |
| COD | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | - | - | 1 | 8 |
| 浮遊物質(SS) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 10 |
| 塩素イオン | 1 | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | 2 |
| アンモニア性窒素 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | - | - | 1 | 8 |
| 亜硝酸性窒素 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | - | - | 1 | 8 |
| 硝酸性窒素 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | - | - | 1 | 8 |
| 全窒素 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | - | - | 1 | 8 |
| 全りん | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | - | - | 1 | 8 |
| 溶存酸素 | 1 | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | 2 |
| 色度 | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | 1 |
| 水温 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 10 |
| 蒸発残留物 | 1 | - | - | - | - | - | 1 | 1 | 1 | - | 4 |
| 大腸菌群数 | 1 | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | 2 |
| 強熱減量 | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 1 | - | 2 |

注:分析方法については、公的分析法によること。

○仕様書追記事項

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力をすること。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）（1）（2）の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に關し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したもの）を含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならぬ。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があつたときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、

契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。